

東久留米市道路占用料等徴収条例
第3条の規定による減免措置の基準

最終改正：令和8年4月1日

東久留米市道路占用料等徴収条例（以下「条例」という。）第3条の規定による減免措置は、次の基準によるものとする。

第1条 条例第3条第1項第1号から第7号までに掲げる物件に対する措置

1 占用料の額の全額を免除することができるもの

- (1) 条例第3条第1項第1号、第2号及び第4号から第7号までに掲げる物件。
ただし、同条同項第2号に規定する鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者がその鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設（以下「鉄道施設」という。）を除く。
- (2) 条例第3条第1項第2号に規定する鉄道施設のうち、次に該当するもの。
 - ① 道路が鉄道施設の敷地を無償で使用する場合の当該鉄道施設（地下鉄施設は除く。）
 - ② 地下鉄施設のうち、路上施設を除く当該地下鉄施設

2 占用料の額の3分の2を免除することができるもの

- (1) 条例第3条第1項第3号に掲げる物件のうち、駐車場法（昭和32年法律第106号）第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場（以下「都市計画駐車場」という。）

第2条 条例第3条第1項第8号に掲げる物件に対する措置

1 占用料の額の全部を免除することができるもの

- (1) 街灯（アーチ式のを除く。）及び街灯への配線
- (2) アークード
- (3) 公益法人が設置する放送法（昭和25年法律第132号）によるテレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われるものに限る。）の用に供する放送施設のうち、架空の道路横断電線
- (4) テレビジョン放送の受信障害を解消するための専用施設で非営利的なもの
- (5) 公共的団体が設置する有線放送施設及び水道管、下水道管その他管路
- (6) 塩、郵便切手の販売場所を示す規格化された看板（店舗に取り付けられたもので、一店舗各一個に限る。）

- (7) 無料で公衆に開放している公園、広場及び運動場
- (8) かんがい排水施設その他の農業用地の保全又は利用上必要な施設
- (9) カーブミラー、くずかご、灰皿、花だん等で営利を主目的とせず、交通安全、道路の美化又は公衆の利便に著しく寄与すると思われるもの
- (10) 地下街、地下室、通路等に付随して設置される洗面所、休憩所等で、主として公衆が無料で使用できるもの及び非常用階段その他避難用施設
- (11) 地上権等により道路敷の権限を取得して道路を築造した場合における当該道路敷地内の占用物件。ただし、地上権を設定する際、占用料の徴収を前提としている場合はこの限りでない。
- (12) 道路が、河川、港湾、海岸及び公園の区域に重複し、その管理者が占用使用料を徴している場合における当該道路区域内の占用物件
- (13) 電気事業者及び認定電気通信事業者が設ける支柱、支線、架空の道路横断電線
- (14) アーチ式工作物のうち、商店会等が地元商工業の振興のために設置するアーチ型装飾燈（東京都又は市が設置費の補助を行うものに限る。）
- (15) 表示面積2.0㎡以下の自家用看板（第2条の5の（1）に掲げるものを除く。）
- (16) バス停留所に付随して設置されるベンチ、上屋及びバス待合所
- (17) 装飾燈、公共用歩廊（アーケード）に添加する広告物のうち、広告物の添加により得られた広告料収入をすべて地域における公共的な取組に要する費用に充当することを目的とするもの
- (18) 地域の活性化、広報、防災・防犯、環境美化、交通安全及び危険防止を目的とする占用物件
- (19) 公共基準点等の公共施設
- (20) 防犯カメラ及びその附帯設備
- (21) 福祉に供する活動を目的とする占用物件

2 占用料の額の2分の1を免除することができるもの

- (1) 公益法人が設置する放送法によるテレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われるものに限る。）の用に供する放送施設のうち、架空の道路縦断電線
- (2) 駐車場（都市計画駐車場及び高架道路下駐車場を除く。）
- (3) 露店及び移動売店施設（靴磨き、靴修理所を含む。）
- (4) バス停留所標識
- (5) 公安委員会の設ける交通信号灯を添加している電気事業者の電柱及び電気通信事業者の電話柱
- (6) 認定電気通信事業者が設けるパーソナル・ハンディホン・システム無線基地局及びその他これに類する小型の無線基地局
- (7) タクシー乗り場に付随して設置されるベンチ及び上屋

3 占用料の額の6分の5を免除することができるもの

- (1) 宝くじ売り場（ただし、年間占用日数は60日以内とする。）

4 占用料の額の3分の1を免除することができるもの

- (1) 高架道路下駐車場

5 その他占用料の額の全部又は一部を免除することができるもの及び減免額

(1) 看板

別表1に定めた額を超える部分

(2) 表示面積3.0㎡以上5.0㎡以下の自家用看板

当該占用許可の期間 表示面積2.0㎡部分

別表5に定めた額を超える部分

(3) 地下街のうち、経営上特別の理由があるもの

地下通路の管理費の一部に該当する額（減額する占用料の額は、別記「地下街の占用料の減額の取扱について」によるものとする。）

(4) 日よけ

別表2に定めた額を超える部分

(5) 商品置場

別表3に定めた額を超える部分

(6) 外形0.04m未満の管路

別表4に定めた額を超える部分

(7) 中小公益事業者が、道路法第36条第1項の規定に基づき設置する占用物件

当分の間、条例に基づき徴収する額の4分の3を超える部分

ただし、中小公益事業者とは、次の要件を全て満たした者とする。

①道路法第36条第1項に掲げる公益事業者であること。ただし、認定電気通信事業者を除く。

②中小企業基本法（昭和38年法律154号）第2条に掲げる中小企業者であること。

③収支決算において欠損金があること又は株式配当が1割を超えないこと。

(8) 電線共同溝整備のために設ける柱状型機器

条例に基づき徴収する額の9分の1を超える部分

(9) 昭和63年4月1日から平成9年3月31日までの間に、既設の架空電線を撤去するために、地下に埋設された電線及び管路（「地下電線その他地下に設ける線類」として占用料を徴収するものを除く。）

条例に基づき徴収する額の9分の1を超える部分

- (10) 平成9年4月1日以降、既設の架空電線を撤去するために、地下に埋設する又は新たに占用許可を受けて地中に設ける電線、管路（「地下電線その他地下に設ける線類」として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。）
条例に基づき徴収する額の9分の1を超える部分
- (11) 令和3年4月1日以降、既設の架空電線を撤去するために、地下に埋設する又は新たに占用許可を受けて地中に設ける電線、管路（「地下電線その他地下に設ける線類」として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。）
条例に基づき徴収する額の全部
- (12) 電線共同溝、キャブ等に設ける電線類（「地下電線その他地下に設ける線類」として占用料を徴収するものに限る。）
条例に基づき徴収する額の5分の4を超える部分
- (13) 電線共同溝、キャブ等に設ける電線類（「地下電線その他地下に設ける線類」として占用料を徴収するものに限る。）と一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。）
条例に基づき徴収する額の9分の1を超える部分
- (14) 次に掲げる物件について、占用主体が道路維持管理への協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力供給など）を行う場合
条例に基づき徴収する額の10分の1を超える部分
- ① 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第2号に掲げる太陽光発電設備及び風力発電設備
 - ② 都市再生特別措置法施行令（平成14年政令第190号）第17条に掲げる次のもの
 - ア 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
 - イ 食事施設、購買施設その他これに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
 - ウ 道路法施行令第11条の10第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの
 - ③ 国家戦略特別区域法施行令（平成26年政令第99号）第24条に掲げる次のもの
 - ア 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
 - イ 標識又はベンチ、街灯その他これらに類する工作物で道路の通行者又は利

用者の利便の増進に資するもの

ウ 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

エ 道路法施行令第11条の10第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

オ 次に掲げるもので、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し（国際的な経済活動に関連する相当数の居住者、来訪者又は滞在者の参加が見込まれるものに限る。）のため設けられ、かつ、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

(ア) 広告塔、ベンチ、街灯その他これらに類する工作物

(イ) 露店、商品置場その他これらに類する施設

(ウ) 看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ

④ 中心市街地の活性化に関する法律施行令（平成10年政令第263号）第5条に掲げる次のもの

ア 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの

イ 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

ウ 道路法施行令第11条の10第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

⑤ 道路法施行令第16条の3に掲げる以下のもの

ア 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの

イ ベンチ、街灯その他これらに類する工作物で歩行者の利便の増進に資するもの

ウ 標識、旗ざお、幕又はアーチで歩行者の利便の増進に資するもの

エ 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で歩行者の利便の増進に資するもの

オ 道路法施行令第11条の10第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

カ 次に掲げるもので、集会、展示会その他これらに類する催しのために設けられ、かつ、歩行者の利便の増進に資するもの

(ア) 広告塔その他これらに類する工作物

(イ) 露店、商品置場その他これらに類する施設

(ウ) 看板、旗ざお、幕及びアーチ

(9)～(11)については、次に掲げる要件を充足するもの

① 減免対象者は、下記に掲げる者であること

ア 道路法第36条に規定する電気事業者及び認定電気通信事業者

イ 上記アの他、電線類の地中化の促進に寄与し得る事業者

(放送法第126条第1項の規定に基づき総務大臣の登録を受けた一般放送事業者等)

②電線類を収容するための管路及びこれらと一体不可分な地上機器であること。

③外径0.2m未満の物件であること。

④(9)に該当する物件については、従来地中化減免として1/3を超える額を免除していた物件であること。

別 記

「地下街の占用料の減額の取扱について」

地下街の占用料について、経営上特別の事由があるものについては当分の間、地下通路の管理費の一部に相当する額を減額することができるものとする。

ただし、管理費の一部に相当する額を減額して算出される占用料の額が、過去3年間に納付している額のうち最も低い額を下回る時は、過去3年間に納付している額のうち最も低い額までとする。

- 1 特別の事由とは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - (1) 収支決算において欠損金がある場合、又は期末利益金が少額で将来の再投資に支障を生ずる恐れがある場合
 - (2) 経費節減の努力がなされていること
 - (3) 店舗経営者の負担する保証金、賃貸料等が近隣ビルの地下店舗営業者のそれと均衡していること

※ なお、「期末利益金が少額で将来の再投資に支障を生ずる恐れがある場合」とは、株式配当が高率（1割を超える率）でないことをいう。
- 2 地下通路の管理費とは、地下通路について次に掲げる費目並びに洗面所関係費について査定した額とする。
 - (1) 照明費 電気料、器具の補修費
 - (2) 空気調整費 換気費、冷暖房費
 - (3) 清掃費
 - (4) 上下水道費
 - (5) 補修費 道路の路面、天井、壁等の経常的補修費
 - (6) 防火費 防火施設の維持管理費
 - (7) 保安要員人件費 通路部分の面積率により算出した人件費
- 3 減額することができる額は上記（2）により算出した地下通路の管理費に次式により算出した減額率（％）を乗じて得た額とする。

$$y = 3/2 x (5) - 15 (\%)$$

y : 減額

x : 地下街における通路比率

(地下駐車場を除いて算出する)

別表1

単位:円

物 件		減免後徴収単価 (1個につき)
電柱広告	添 加	2,120
	巻 付	950
消火栓標識広告 バス停留所標識広告		1,390
鉄道施設 等の二次 占用看板	鉄道乗車位置 広 告	810
	その他の看板 表示面積が0.2㎡未満の もの	580
	その他の看板 表示面積が0.2㎡以上 0.5㎡未満のもの	1,160
	その他の看板 表示面積が0.5㎡以上 1.0㎡未満のもの	2,910

(注) 「鉄道施設等の二次占用看板」とは、鉄道施設、軌道施設、公共地下駐車場又は地下街に設置される看板をいう。ただし、鉄道施設等に設置される売店等の店名、屋号又は商標を表示する看板を除く。表示面積は条例備考5による。

別表2

単位:円

物 件	減免後徴収単価 (占有面積1㎡につき1年)
日よけ	760

別表3

単位:円

物 件	減免後徴収単価 (占有面積1㎡につき1年)
商品置場	4,040

別表4

単位:円

物 件	減免後徴収単価 (長さ1mにつき1年)
外径0.04m未満の管路	50

別表5

単位:円

物 件		減免後徴収単価 (1個につき1年)
自家用看板	表示面積 3.0m ²	5,820
	表示面積 4.0m ²	11,640
	表示面積 5.0m ²	19,380